

環保第945号
令和4年（2022年）3月11日

経済産業大臣 萩生田 光一 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業環境影響評価方法書」について
の熊本県知事意見及び留意事項等について（通知）

このことについて、電気事業法（平成9年法律第81号）第46条の7第1項
の規定により、別添のとおり環境保全の見地から意見を述べます。

また、適切な文章表現やデータの精度確保等、環境影響評価準備書を作成する
上で留意すべき事項等を別紙のとおり取りまとめましたので、御配意いただきま
すようお願いいたします。

「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業に係る環境影響評価方法書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

〔大気環境〕

〈騒音・振動〉

- (1) 振動の調査に当たっては、家の構造や経年変化等で感じ方が異なる可能性があるため、住民への聞き取り調査により測定値以外の状況を把握できるように検討すること。

〔水環境〕

〈水質〉

- (1) 降雨時の水の濁りの測定に当たり、調査対象とする降水量の目安（増水が見込まれる降水量）を設けるよう検討すること。また、平常時との比較のため増水時の水位の把握について検討すること。
- (2) 水質の調査地点について、水の流れを再度精査の上、調査地点を追加すること。
- (3) 地盤の補強工事を実施する場合、水環境等が影響を受ける可能性があるため、必要に応じて調査地点を追加すること。

〈地下水〉

- (1) 雨水を自然浸透又は既設水路を經由して沈砂池で浸透させる計画であるため、地下水の水質への影響について調査する必要があるか検討すること。
- (2) 事業実施区域は、地下水の涵養域としての役割を果たしていると考えられることから、事業実施前後における地下水の浸透能の比較について検討すること。

〔動物・植物・生態系〕

〈動物〉

- (1) 魚類・底生動物の調査地点について、水の流れを再度精査の上、必要に応じて調査地点を追加すること。

〈植物〉

- (1) 太陽光パネルの設置による日照環境の変化が植物にどのような影響を与えるかについて、調査、予測、評価する必要性がないか検討すること。

〈生態系〉

- (1) 事業実施区域は、貴重な里山環境であるため、草原性のチョウ類の状況を十分に把握できる調査を検討すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

- (1) 「阿蘇南外輪山満喫ルート」は、山都町を通るルートであるため、調査対象となる地点がないか検討すること。

[その他]

〈地元説明〉

- (1) 事業計画や工事内容、環境影響評価等に関する情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を勘案しつつ、環境影響評価法に基づく説明会の他、自主的な説明会の場等で丁寧に説明することで、地域住民や関係自治体の理解を得るよう努めること。

「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業環境影響評価方法書」についての留意事項等の留意事項等

(1) 留意事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
—	水質調査	太陽光パネル設置により、降雨が直接地下浸透する割合及びその経路と既存水路への流入を経由する割合がどのように変化するかについて把握した上で、その影響等について検討すること。
P238	景観	景観の情報を整理した図として、10km範囲程度の景観資源を示す広域の図の掲載を検討すること。
P385～ 387	砂防指定地など各区域の指定状況等	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況については、追加の指定等があるため、最新の資料で確認すること。

(2) 修正事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
—	工事前の現状調査における騒音・振動に関する記載	工事前の現状調査によって、工事着工時の騒音・振動レベルがわかるわけではなく、今どれだけの騒音・振動レベルがあるかを調べるものであるという説明を記載すること。
P273	中継地点での作業に関する記載	中継地点での作業について、「建設機械の稼働」を「積替え作業及び現場への移送」へ修正すること。
—	工事時間に関する記載	工事は原則8時から17時に実施する計画であることを図書に記載すること。
P18	騒音の発生源等に関する記載	表2-6に騒音の発生源として積替え作業のフォークリフトがないため、記載すること。
P239	主要な眺望点	「4-71ページ」は「243ページ」に修正すること。
P158	誤記	表3-94の規模欄に対象の規模の下限のみ示されているため、上限（重点地域は「19cm ² 以下」、指定地域及び指定地域外は「125cm ² 以下」）も併せて示すこと。
P19	土地利用に関する事項	地域森林計画対象民有林には、解除と作業許可の申請手続き制度が無い場合、「地域森林計画対象民有林の解除もしくは作業許可、伐採届出の申請等を行う。」の「解除もしくは作業許可」の文言を削除し、「地域森林計画対象民有林の伐採届出の申請等を行う。」とすること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
P19	土地利用に関する事項	「ごく一部の樹木が」の「の樹木」を削除し、「ごく一部が」とすること。
P83 P169 P125 P167 P168	3.1.5 図3-25 (1) 図3-54	図3-25 (1) と図3-54における保安林の範囲が異なっているため、正しい図に修正すること。併せて、必要に応じ文言を修正すること。
P36	誤記	表3-12の環境基準値及びm/n値について、出典と数値が異なるため、修正すること。
P36	誤記	表3-13について、海域の環境基準が記載されているため、河川の環境基準に修正すること。
P34 P36	誤記	P34の14行目について、R1年度のBOD75%値は0.6であるため、文言を修正すること。また、これに伴い、図3-9のR1年度の値を修正するとともに、環境基準値線を2mg/Lから1mg/Lに修正すること。

(3) 指導・要望事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
P353	景観に関する記載	本事業に係る計画地が阿蘇カルデラと近接しているため、阿蘇の世界文化遺産登録の妨げとならないよう可能な限り景観への影響を回避・低減される計画となるよう配慮すること。
P170	崩壊土砂流出危険箇所	柿原団地の下（南側）にある崩壊土砂流出危険箇所について、測量等の結果を踏まえ、必要に応じて地盤を補修し、工事にあたっては、土地の安定性の確保を行うこと。
P18	騒音	バックホウを使用した作業については、騒音規制法又は熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に該当し、作業の開始の日の7日前までに山都町へ届出書の提出が必要となるため、留意すること。また、作業基準を遵守すること。
P367	植物	県の指定希少野生動植物に指定されているサギソウの採取等については、知事の許可が必要となるため、留意すること。
P140	事業者の見解（廃棄費用の外部積立）	太陽電池発電設備の処分等に当たっては、関係法令や国のガイドラインに沿って適切に対応する必要がある。 配慮書段階における経済産業省意見にもあるとおり、設備

		中の有害物質の含有状況を把握の上で、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなどの適正な処理を確実に行う計画となるよう、準備書において適切に記載すること。
P371	確認事項 (農用地区域からの除外)	対象事業実施区域に農用地区域が含まれる場合は、農用地区域からの除外が事前に必要となることから、対象事業実施区域の市町村に確認すること。
P13	造成・基礎工事	必要に応じて、断面図等で造成盛土の勾配等を明らかにした上で、土砂の流出防止を可能とする対策をしっかりと講じること。
P385～ 387	砂防指定地など 各区域の指定状況等	本事業において行う土地の掘削などの行為が、砂防法第4条に定める「指定区域内での土地の掘削等の制限行為」や、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条に定める「急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為」に該当する場合には、事前に県知事の許可が必要となるため、所管の県央広域本部上益城地域振興局土木部に申請すること。
P385～ 387	砂防指定地など 各区域の指定状況等	対象事業実施区域に指定区域(砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域並びに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域)が含まれる場合は、事業に伴う土地の改変等により土砂災害が発生することのないよう、土砂の流出防止対策や斜面の安定対策、集中豪雨等による被害防止対策等について検討すること。
—	埋蔵文化財の発見に関する連絡	事業実施に際し、出土品の出土等により、貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見した場合は、その現状を変更することなく、遅滞なく、山都町教育委員会又は熊本県教育庁教育総務局文化課へ連絡すること。
P294～ 296	調査、予測及び評価の手法	地下水調査地点は2地点としているが、変電所建設用地の整備工事を踏まえ、地点設定が妥当か検討すること。また、地盤改良や杭基礎設置用資材は、有害物質を含まないものを使用し、水質の状況を確認すること。